



秋田県公報

目 次

- 条例
秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(四五・議会事務局総務課)
- 議会規則
秋田県議会議事規則の一部を改正する規則(一・議事調査課)

この号で公布された
条例のあらまし

- 1 秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四五号)
地方自治法等の一部を改正する法律(平成一四年法律第四号)による地方自治法(昭和三二年法律第六七号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年六月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第四十五号

秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

秋田県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年秋田県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十二項及び第十三項」を「第百条第十三項及び第十四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 会 規 則

秋田県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年六月二十八日

秋田県議会議長 津谷 永光

秋田県議会議規則第一号

秋田県議会議規則の一部を改正する規則

秋田県議会議規則(昭和三十二年秋田県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

「第十四章 補則(第二百二十九条・第三百十条)	第十四章 議員
「第二百二十九条(会議規則の疑義)	第二百二十九
「第三百十条(会議規則の改正)	第三百十条 補則
	第三百十一

の派遣(第二百二十九条)

条(議員の派遣)

(第三百十条・第三百十一条) に改める。

(会議規則の疑義)

条(会議規則の改正)

第二条中「事故」を「公務、疾病、出産その他の事故」に、「届出なければ」を「届出なければ」に改める。

第三条中「招集地における」を削る。

第九十四条第一項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「、名称及び代表者の氏名」を記載し、押印しなければ」を「及び名称」を記載し、請願者(法人の場合は、その代表者)が署名又は記名押印しなければ」に改める。

第十四章中第三百十条を第三百十一条とする。

第二百二十九条中「はかつて」を「諮つて」に改め、第十四章中同条を第三百十条とし、同章を第十五章とし、第十三章の次に次の一章を加える。

第十四章 議員の派遣

(議員の派遣)

第二百二十九条 法第百条第十二項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たつては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一號

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九號
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九號
 松原繁雄